

令和3年度第3回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年6月10日(木) 開会 14:00～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 10名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	石川 久男
山田 和夫	辻 政幸	花田 和幸	
大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門	

(2) 欠席委員 2名

村田 和久 木原 緑

4. 委員会に附した議案

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 8号 荒廃農地に係る非農地判断について

5. 事務局出席者

秋武 重成 平田 一彦 中井 優介

議長 　ただ今より第3回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　おはようございます。

議長 　議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、2番の木原委員が欠席のため、3番の辻委員、4番の大村委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思ひます。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願ひします。

事務局 　それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和3年6月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。今回1件の申請が出されています。譲受人・譲渡人については議案に記載の通りで申請地は5筆です。1筆目が黒山970、地目が田、面積が109㎡、区分が農振白地、2筆目が黒山974-1、地目が田、面積が1756㎡、区分が農振白地、3筆目が黒山974-4、地目が田、面積が15㎡、区分が農振白地、4筆目が黒山976、地目が田、面積が492㎡、区分が農振白地、5筆目が黒山1275、地目が田、面積が1204㎡、区分が農振農用地で、目的は所有権の移転です。位置図を3、4ページに載せています。場所としては黒山の三叉路周辺です。4ページは詳細図です。977-1が譲受人の自宅となりまして、自宅に隣接する農地を譲り受けるものです。

それでは別紙でお配りしております農地法第3条調査書の1ページをご覧ください。まず第1号農地の全部効率利用については、譲受人は所有する農地で既に野菜を作付けしておりまして、農作業にも申請人とその妻が従事するという事で特に問題はなしとしております。2号、3号については該当なし。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号下限面積については下限面積の50aに対して52a耕作しておりますので問題なしとしております。第6号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第7号地域との調和については、今回の申請地が自宅に隣接する農地であり、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

議長 　はい、議案第6号について説明をしました。何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして議案第7号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願ひします。

事務局 　それでは議案の5ページ目をご覧ください。議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理

要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和3年6月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回3件の申請が出されておりますので順に説明します。まず1件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は2筆です。1筆目が吉木西一丁目1634、地目が田、面積が181㎡、区分が第一種低層住居専用地域です。2筆目が吉木西一丁目1633-1、地目が田、面積が177㎡、区分が第一種低層住居専用地域で、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を7ページ、現地写真を8ページに載せていまして、場所は吉木小学校のすぐそばとなります。9ページに配置図を載せておりまして、平屋建て住宅が建築予定です。緑が上水、赤の点線が下水、青が雨水の流れを示したものとなります。上水と下水は正面道路に接続し、雨水については隣接する側溝へ流す計画です。それでは別紙でお配りしておりますチェック表の2ページをご覧ください。まず1. 立地基準の農地区分については、用途地域内の農地のため第3種農地に該当します。2. 一般基準の1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び融資証明書から特に問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に関しては、被害防除計画と水利承諾書から問題ないことを確認していまして、地元の水利組合からも造成の際に土砂を側溝に流さないよう業者へ依頼しているため、問題なしとしています。1件目の説明は以上となるため、続いて2件目の説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は中央台六丁目431-1、地目が田、面積が797㎡、区分が第一種住居地域、転用目的は自己用住宅の建築です。申請地の位置図を12ページにのせておりまして、場所は野間公民館のすぐそばの農地となります。現況は13ページの写真のとおり畑となっております。15ページに配置図を載せておりまして、平屋建て住宅が建築予定です。青が上水、赤が下水、緑が雨水の流れを示したものになります。上水下水は正面道路に接続し、雨水は隣接の側溝へ流す計画です。それでは別紙でお配りしておりますチェック表の3ページをご覧ください。まず1. 立地基準の農地区分については、用途地域内の農地のため第3種農地に該当します。2. 一般基準の1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び融資証明書から特に問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。4 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、住宅への乗り入れのため水路を占用する計画となっており、担当課へ申請書が提出されているため問題なしとしています。6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえ

で土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に関しては、被害防除計画と水利承諾書から問題ないことを確認しているため、問題なしとしています。2 件目の説明は以上となるため、続いて3 件目の説明をさせていただきます。

6 ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1 筆です。場所は糠塚 578、地目が畑、面積が 1327 m²、区分が農振白地、転用目的は金属加工の工場建設となっています。位置図を 19 ページに載せています。場所としては糠塚グラウンドのすぐそばとなりまして、今回、農地とそれ以外の土地を含めての開発計画となっています。赤の線が全体の開発区域で、黄色で囲った場所が今回の転用申請の土地となります。20 ページに先ほどの位置図を利用した配置図を載せていまして、①の場所に工場、②の場所に従業員用のトイレが建設される計画です。21 ページ以降に現地写真を載せております。現状はなにも耕作されていない状況です。24 ページをご覧ください。青が上水、赤が下水、緑が雨水の流れを示したものとなります。上水下水は正面道路に接続し、雨水については計画地の間に大きな側溝が通っていますので、そちらに流す予定です。それでは別紙でお配りしておりますチェック表の 4 ページをご覧ください。まず 1. 立地基準の農地区分については、農地の広がり 10ha 以下のため第二種農地に該当します。2. 一般基準の 1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書及び残高証明書から特に問題はないため○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしています。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。6 転用計画面積の妥当性については、事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に関しては、被害防除計画と水利承諾書から問題ないことを確認しており、地元の農組からは住宅が近いので大きな音をたてないよう業者に伝えております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 7 号の 1 について、当該委員さん、何かご意見ございましたら。

門司委員 先ほど事務局が言われていたように、梅雨時期の工事のため、水路への土砂の流出に気を付けてもらうよう伝えております。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 7 号の 2 について、当該委員さん何かご意見ございましたら。

辻委員 とくに問題ありません。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただけ

る方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第7号の3については先ほど事務局が説明しましたが、周囲が住宅のため、夜間の操業はやめていただきたいと申出を行っています。それでは議案第7号の3について、ご質問・ご意見等ございましたら。はい廣渡委員。

廣渡委員 赤で囲った場所を転用するのか。

議長 黄色で囲った場所が農地で、それ以外は農地ではない。手前は山林となっている。奥のほう畑。

大村委員 19ページの右上に水路かなにかの細いところがあるがここは何でしょうか。

事務局 申請農地がこのような形になっていまして、当時は入り口として利用されていたようですが、現状は山林の状態になっていまして、ここだけ分筆して残してしまってもどうしようもないため、県と相談しまとめて転用しようということになっています。実際はなにも利用せずに山林のままとなります。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。以上をもちまして、議案第7号は承認させていただきます。それでは続きまして議案第8号の荒廃農地に係る非農地判断について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の29ページ目をご覧ください。議案第8号、荒廃農地に係る非農地判断について。調査の結果、農地農の運用について第4の(3)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地としての決定を求める。令和3年6月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。
今回、非農地判断の対象地として全部で87筆、面積が68,632.14㎡をあげさせてもらっています。これは、毎年夏頃に実施しております利用状況の際に再生困難と判断された農地の中から非農地判断を実施するもので、今回は海老津と黒山について実施しています。35ページ以降に事務局で撮影した現地写真を載せていまして、多くは山林の状況です。今回承認いただければ、所有者に対して非農地判断通知を送付する予定です。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第8号について、何かご質問・ご意見等ございましたら。

廣渡委員 所有者に通知文書を出して非農地としてよいか聞くのか。

事務局 先に対象者へは意向確認をしているため、今後送る分については正式な非農地判断の決定

となる。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それではその他に入らせていただきます。

【その他の事項】

その他

1. 三里松原再生・保全活動の活動区域について
2. 令和2年度活動の点検・評価（案）について
3. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
4. 次回の日程について

日 時 7月9日（金） 9：30 から

場 所 岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第3回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
